

肥前国御家人曾根崎氏の系譜

佐藤末喜

はじめに

由布市庄内町畑田や影戸、瀬口には曾根崎姓が十六戸ある。畑田の曾根崎元一家（現在は孫の二三氏）に伝わる文書は、貴重な中世史料として大分県史料九にまとめられている。肥前国曾根崎庄（現鳥栖市）を本貫とした同氏は、文永の役の勲功により豊後国田染荘系永名の地頭職を得て本拠を豊後国に移した。曾根崎氏の系譜を辿っていくと、鎌倉幕府成立前夜から大友氏除國までの鎮西の模様がよくわかる。本稿は曾根崎文書によって、中世西国御家人の一面を検証しようとする試みである。

（一）曾根崎氏の出自

曾根崎氏の史料上の祖は、文治三年五月九日の鎌倉殿下文に

「下 平通隆

可令早停止備後守高経非論安堵肥前国基律郡内、曾根崎並堺別符

行武名地頭職事」（曾根崎文書）

とあるように平通隆である。

父・通隆が文治三年（一一八七）に獲得した地頭職を、子の通友が建久四年（一一九三）に安堵されている。このあと建久八年（一一九七）の肥前國太田文に、「行武七十丁掃部頭沙汰地頭曾根崎平太通友」と出ているので、通友は地名をとって曾根崎を名字とし

たことがわかる。平太と云うのは、姓が平氏で、その家の太郎（長男）であるということを表している。

曾根崎氏の出自については諸説がある。角川日本地名大辞典の佐賀県編には、九州の出自ではなく関東から移住してきた鎌倉御家人・下り衆であるとの説を載せているが、確たる証拠がない。頼朝が地頭を置いた一一八五年以前からの住人であったことが明白であり、鎌倉御家人説は成り立たない。肥前の国に根を張る豪族であると考えられるが、先学二氏の説をみてみよう。

①太田亮説（姓氏家系大辞典）

「曾根崎氏

一 嵯峨源氏渡邊氏族

摂津の曾根崎より起りしならん。尊卑分脈に「融四世孫綱一久—安—傳—滿—省—與—語—名—告—契—薰（二郎、左衛門尉、曾根崎と号す）」と載せ、また浅羽本渡邊系図に「省—興—語—名—吉—契—薰（曾根崎二郎右衛門）」と見ゆ。又中興系図に、「曾根崎、嵯峨、渡邊播磨守省七代左衛門尉薰これを称す」とある。

二 肥前の曾根崎氏

松浦党の一にて、前項氏の族也。豊後国凶田帳に「田染郷九十町、宇佐宮領。系永名三十町、肥前国御家人曾根崎淡路法橋慶僧」と載せたり。」

源頼光の四天王の筆頭とされる渡邊綱は、嵯峨源氏源融の子孫であるが、母方の里である摂津国西成郡渡邊（大阪市中央

区)に居住し渡邊氏の祖となる。その十一代の孫薫が摂津国曾根崎を領し地名をとって曾根崎氏を名乗った。大阪駅前曾根崎の一带である。お初天神として有名な露天神社の社家は、渡邊薫の子孫である。おなじ曾根崎姓でも全くの別流であり同族ではない。

二の松浦党については、渡邊綱の子久の庶子正が万寿四年松浦に領地を得て居住したのにはじまる渡邊源氏の同族である。松浦氏および松浦党関係の史料を調べてみたが、曾禰崎氏は出てこない。松浦党には主に松浦半島を中心とした玄界灘沿岸の諸氏、波多氏・鶴田氏・伊万里氏・有田氏・山代氏・佐志氏・峰氏・大河野氏等がいた。

②後藤碩田説(豊後國凶田帳考証)

- 一 新羅三郎義光子武田冠者義清子に曾禰崎禪師嚴尊有、此末葉、今村名あり、元禄村帳には糸永村有、
- 二 曾禰崎氏は村上源氏渡辺源二綱後胤、曾禰崎法眼亘子信乃坊慶信と云人、後淡路入道桂増と号、正安三年於筑紫卒是也、渡辺綱は大系凶に嵯峨源氏と云、又仁明源氏友有、

一の新羅三郎の孫・嚴尊は曾根氏の祖であり、後藤碩田は曾根氏と曾禰崎氏を混同していて明らかな誤認である。二は前記の太田説と同じで、渡邊党の曾根崎氏と同族と誤認している。

以上のように曾禰崎と云う地名の附合によりかかって、全く脈

絡のない、嵯峨源氏の流れを継ぐ渡邊氏と同族であるとする、太田亮、後藤碩田の説は採用し難い。

*桓武平氏将門流

曾禰崎系凶によると、曾禰崎氏は平将門次男将隆四代の孫将通が久安の頃肥前曾禰崎に下ったとなつてゐる。久安は一一四五〜一一五〇の間であるから、年代的にみれば将通は通隆の父に当たるのであろう。ただ将門の系凶では次男将隆は出てこない。将門の子息は良門、将国、景遠、千世丸の四名が確認できる。一説によると将門は男子十二名をもうけたといわれているから、この四人のほかは庶子がいたことも考えられる。将門の末裔であるかどうかは今後の検討に待つとして、平安末期〜鎌倉初期に平氏を称していたことは確実であるから、平氏であるとして間違いない。太田亮の「姓氏家系大辞典」によれば

「鎮西平氏

大宰府の官人たりし平氏の後裔にして、散位平朝臣為賢、行大監平朝臣季基あり、鎮西の平氏は、多く為賢、及び季基、その弟良宗の裔なるが如し」。

「肥前平氏

平安朝末、平兼元あり。伊佐平次と号す。密厳上人の父にして、相馬将門の属胤と称し、又藤原純友裔と傳ふ。伊佐氏の祖。福田氏、深堀氏も一族。為賢の後裔も有馬氏の祖」

とあり、平朝臣為賢が鎮西平氏の主流とみなされている。為賢は高望王の玄孫にして、常陸国新治郡の伊佐を本貫とする伊

佐氏の祖である。為賢は藤原隆家の京時代からの郎党であり、隆家が大宰権師に任官すると主君に付き添って大宰府に下向した。寛仁三年（一〇一九）四月、刀伊の賊（女真族）が来寇した事件で為賢は藤原隆家の指揮下にあり、勇猛果敢の働きで勲功を挙げている。刀伊賊撃退に功のあった藤原隆家、大蔵種村、藤原助高等の裔が後世鎮西で栄えたと同じように、平為賢の裔に当たる伊佐氏、伊作氏、川辺氏、深堀氏、福田氏等も肥前の名族として繁栄した。

桓武平氏の系譜は諸説があり、定説があるわけではないが、尊卑分脈によつて為賢を系図で示すと

高望王—国香—繁盛—維幹—為賢

良将—将門

となり、将門と同族である。伊佐氏のように、曾禰崎氏のほかにも肥前国に将門の属裔を称する氏がいることは、東国の桓武平氏が鎮西に大きな勢力を張った傍証である。

以上をまとめると、通隆の出自は曾禰崎系図に謂う将門後胤説のほか肥前平氏、鎮西平氏の流れも検討する必要がある、その祖が誰であるかは今後の研究に待つ。

（二）日向通良と「通」の通字

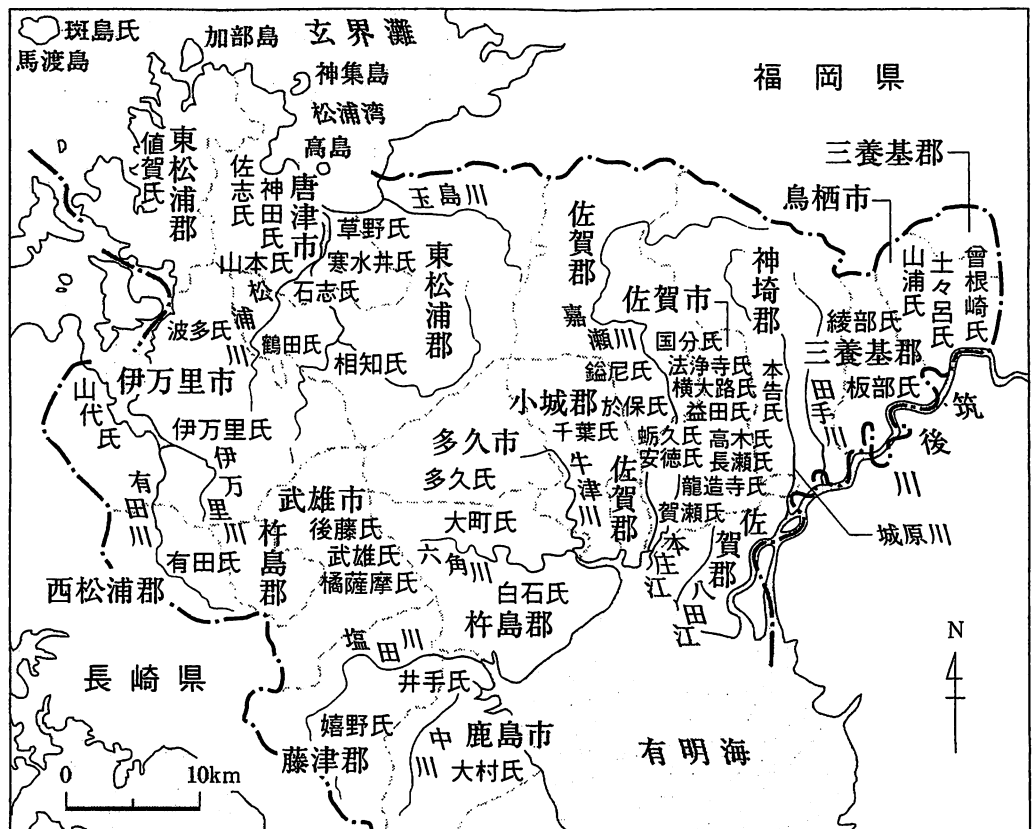
曾禰崎氏は「通」の字を通字（とおりにじ）として、江戸時代に入つてからも使い続けた。公家や武家は名前の一字を踏襲して一族意識を伝えた。平氏の「盛」や源氏の「義」、伊達氏の「宗」や武

田氏の「信」、徳川氏の「家」などが一般に知られている。

肥前では平氏政権に反抗した日向通良が大きな影響力を持っていた。日向氏は藤原氏の出で平氏が進出してくる以前よりの、旧来からの大きな利権を持つ領主であった。長島、嘉瀬荘、綾部荘、藤木荘、など日向氏とその一族の所領は肥前全域にわたる。豊後の国でいえば大神氏に相当しよう。保元三年（一一五八）平清盛が大宰大式になり鎮西に権力を振り始めると、日向通良は反乱を起し、永暦元年（一一六〇）清盛の家人平家貞によつて追捕され、京都で梟首された。全盛の平家に対抗した通良は、常陸の平将門にも匹敵する英雄として崇拜された存在であった。

肥前武士団には通良の後裔を自認する一族が多いと、九州大学の服部英雄氏は指摘する。そしてその一族の特色は通字として「通」の一字を名前につけているとして、綾部氏、賀瀬氏、白石氏、多比良氏、嬉野氏、大嶋氏などが例示としてあげられる。服部氏は曾禰崎氏について「曾禰崎氏は明瞭に〈通〉を通字としていたけれども平姓であった。よつて父親からの血縁関係でいえば綾部氏らと同族ではない。おそらく婚姻関係等を通じて、母親から見た同族団となり〈通〉を名乗つたものであろう。強い一党意識を持ち続けた。江戸時代に入つてからも曾禰崎氏は〈通〉の一字を用い続ける。」と書いている。

曾禰崎氏が肥前の国で大きな存在感を示し得たのは、自ら蓄えた実力もさることながら、日向通良に繋がる肥前國の武士団との連携が大きく与っているといえよう。



佐賀県下の御家人の分布 (佐賀県の歴史)

(三) 通隆の地頭職安堵について

平家の家人であった通隆に地頭職が安堵された背景には、頼朝の現実政治家としての見識があった。寿永三年三月九州の住人に対し、

早く御家人となつて本領安堵をうけて、平氏を討つよう呼びかけている。おそらくこの時に呼び掛けに応じたものが多かったであろう。平家のあまりの専横、横暴には怨嗟の聲が蔓延して、緒方惟栄のごときは平家一辺倒の宇佐神宮を焼き討ちにする暴挙を敢えて行っている。頼朝は在地の豪族を御家人化することによって、在来の権門勢家、官人達の勢力を削ぎ武家政治の確立を企図したのである。通隆が国司である高経との争論に勝訴したのは、通隆に理があったのであろうが頼朝のそういう政策のおかげでもある。また平家方の要人には厳しい探索を続け、膨大な平家領を没官領として没収、恩給として御家人に給付してもいる。平家方の家人であったとしても、支配下に入った御家人は保護して国内の混乱を鎮めたのである。また人心を収攬するために神社佛閣を篤く敬い、平家一辺倒であった宇佐神宮に対しても所領を安堵している。

(四) 鎌倉時代の御家人について

頼朝は流人生活が長く、家人(貴族や武家の棟梁に仕える武士)はごくわずかであった。鎌倉に幕府を開くと主に関東各地の武士が頼朝の支配下に入ったが、これらは直接頼朝と主従関係を持ち、所領を安堵され保護される見返りに、有事には緊急に鎌倉に参集する義務を負っていた。彼らを鎌倉殿御家人や東国御家人と呼ぶ。大友氏や島津氏、武藤氏(少弐氏)などが代表的であり、守護や惣地頭に任じられている。

治承・寿永の源平の内乱期には平氏追討のために、各地の武士を、

御家人として認定したが、彼らには本宅安堵をして組織化した。本宅安堵の御家人に所領安堵する権限を持つのは荘園領主たる本所や国司であるため、彼ら領主の権益を侵すことなく地位を安堵することで御家人化したのである。彼らは国を単位に編成され、「国御家人」と呼ばれた。西国武士の多くがこの国御家人となり、守護の統括下に入り、鎌倉殿へ軍役と公事の奉仕義務を負った。鎌倉殿からは本宅安堵のほか、謀反人追討などで勲功を挙げた御家人に対しては、謀反人の所領を新領給与された。これらは地頭職への補任という形で行われた。曾禰崎氏はまさにこの国御家人であり、「肥前国御家人」という肩書が文書に出てくるのはこのためである。

(五) 曾禰崎荘

通隆が地頭職を安堵された曾禰崎荘は、鳥栖市曾根崎町と松原町にまたがる地域に比定されている。曾禰崎荘の規模はわからないが、行武名は七十町とかなり広い名である。頼朝の下文全文をみてみよう。

「下 平通隆

可令早停止備後守高経非論安堵肥前国基肄郡内、曾禰崎並堺別符

行武名地頭職事

右件所、高経与通隆依致相論勘決両方理非之処、通隆已抱道理、早為地頭可令安堵、但於有限所當年貢者、従本所之下知、任先例可其沙汰、抑此所、為平家領之由、載通隆之証文、然者擬没

官、可令進止之状如件、住人宜承知依件用之、以下、」(曾根崎文書)

これによると、通隆はこの土地の支配権を備後権守高経と争っていた。備後権守とは備後国の国司であるが、「権」とあるように増員された国司である。無位無官の通隆にとって、はるかに高位高官である高経の非論を停止して、頼朝は地頭職を安堵してくれた。この土地は平家領であったので没官領として通隆に与えたのである。また未済の年貢や夫役は「本所」の下知によって先例に任せて執り行うように命じている。

ここでいう「本所」とは大宰府天満宮安楽寺である。堺別符行武名については、肥前と筑紫・筑後との国境付近の堺という地名で基肄郡内に比定出来る。別符というのは別の符(太政官符・民部省符など)が出されて成立した一種の荘園であるとされている。通隆の地頭職は曾禰崎荘と行武名にまたがっていた。

通隆の死亡後と思われる建久四年(一一九三)、子の通友に地頭職の補任があつた。父通隆が得た地頭職をそのまま引き継いだわけである。

「將軍家政所下、肥前國基肄郡内曾禰崎並堺別符行武名

補任 地頭職事

平通友

右人、補任彼職之状、所仰如件、住人宜承知、勿違失、以下、
建久四年四月三日 「(曾根崎文書)

建久八年(一一九七)の肥前國大田文の断簡によれば。

「基肆郡五百四十九丁五反二丈

同南郷百五十丁六反

行武七十丁掃部頭沙汰地頭曾禰崎平太通友

建久八年七月 日

「(曾根崎文書)

ここで掃部頭沙汰とある掃部頭というのは鎌倉幕府の有力御家人であつた中原親能のことである。親能は大友能直の養父でもある。彼は頼朝から権限を任されて鎮西の御家人の統制に当たつていた。この土地に関して親能は、地頭職よりも上級の職、預所職(莊園公領における現地最高責任者)ないし惣地頭職(幕府の職制で莊園現地における最高位責任者)であらうと思われれる。

(六) 曾禰崎淡路法橋慶増

文永十一年の元寇(文永の役)に於いて、曾禰崎慶増は大いなる勲功を挙げ、恩賞として田染莊系永名地頭職に補任された。下文を掲げる。

「將軍家政所下 豊後國田染郷内系永名綿貫左衛門入道行仁跡

可令早曾禰宜崎法橋慶増為地頭職事

右、文永十一年蒙古合戦賞在郷名字相違之間、所成改也者、

早守先

例、可致沙汰之状、所仰如件、以下、

弘安元年七月八日

「(曾根崎文書)

これを読むと、「郷・名の字相違あるの間、成し改むる所なり」とあり、一旦ある場所の綿貫行仁跡が給付されたが、手違いがあつたので系永名を改めて与えるということになる。弘安四田帳によると田績は三十町である。文永の役の恩賞は建治元年(一二七五)十月三十日のもの以外には知られておらず、三年遅れの弘安元年(一二七八)に配布されたということは、地名に錯誤があつて再度発給されたという特殊事情による。次の弘安の役にも慶増は奮戦しその勲功として、肥前國神崎庄の一部を配分された。

「弘安四年蒙古合戦勲功賞肥前國神崎庄配分事

一人曾禰崎淡路法橋慶増

田地伍町事

蒲田郷加納用作所

「(曾根崎文書)

正応二年(一二八六)三月十二日に、弘安の役の恩賞地として神崎庄の一分地頭職給付があつた。恩賞地の捻出に窮した幕府は神崎庄を区割りして給付したが、おおよそ田地三町―田地五町―田地十町の三クラスに分けられる。慶増は田地五町を得ているから平均以上の手柄であつたと思われれる。

弘安八年十一月鎌倉幕府内の対立抗争が勃発、安達泰盛と得宗御内人筆頭の平頼綱が衝突、泰盛は一族とともに敗死した。霜月騒動である。

合戦は全国に波及し、九州では武藤(少弐)景資が兄経資と対立し、安達泰盛と親しかつた景資とそのグループの御家人が滅亡した。これが「岩戸合戦」である。この合戦の勲功として慶増は、弘安九

年十月二十九日関東の下知により豊前佐野に所領を獲得した。

「 去年岩戸合戦勲功人事

曾禰崎淡路法橋慶増 豊前国佐野次郎丸

兵庫馬次郎兵衛入道跡

豊前国佐野は宇佐郡高家郷にあり、前は兵庫馬次郎兵衛入道が領知していた名である。兵庫馬次郎は宇佐郡高並氏で範時の子経範であり、弟能範（兵庫馬三郎）とともに少弐景資被官人として滅びた。

このように慶増は度重なる合戦に功績を挙げ所領を拡大したが、慶増個人の資質も勿論優れた武將であったであろうが、武士団としての曾禰崎氏の兵力も大規模であったと推定できる。おそらくこの慶増の時期が曾禰崎氏の最盛期であったのではなからうか。彼は「正安三年（一二三〇）於筑紫卒」（後藤碩田）とあるが、確証は示されていない。しかし年代的には十分納得できる没年である。

宇佐神宮領の中でも由緒正しい糸永名が、なぜ恩賞の対象地となつたのかについて、海老沢衷氏は「理由は明らかではないが、考えられることは大官司預かりとなつて以降の宇佐宮の対応の悪さである。名としてのトータルな支配ができないまま鎌倉後期を向かえたことが、その一因であつたと思われる。」としさらに、「曾根崎氏が地頭として入部したことは糸永名及び田染荘の歴史にとつて重大な意味をもつた。」と指摘され、「確かに平安・鎌倉期における宇佐宮の対応の悪さからすれば、糸永名の所領的価値を高めたのは、曾禰崎氏、次いで田原氏であつたらう」と曾禰崎氏を評価されている。

（七）曾禰崎十郎左衛門三郎通定法師道西

系図によると慶増―通幸（道慶）―通定（道西）―通秀（助三郎）―通康と続くが、慶増の孫・曾禰崎十郎左衛門三郎通定法師道西が文書に頻繁に出てくる。

まず正和二年（一二三三）の鎮西下知状を見てみよう。これは宇佐宮神官忠基が重安名の領知を主張した訴えに対する裁許状である。「（前略）當庄糸永名地頭曾禰崎十郎左衛門三郎通定法師法名道西、所捧申状也、如状者、於當名、祖父慶増文永十一年拝領之、慶増・道慶・道西三代知行、経年序畢、爰忠基、以當名内行信並藤原子女以下名主請作分田畠屋敷等号重安、称一円神領、闍地頭道西、申成召文於氏女等之奸謀也、所詮、至彼重安名田畠屋敷等者、為糸永最中、自先司之時至道西、数代地頭進止之条、御下知以下証文顯然也云々、（以下略）」

神官忠基の訴えに対し鎮西探題は実否究明のため現地に尋ね下したところ、地頭道西は申状を提出した。内容は、「糸永名は祖父慶増が文永十一年に拝領してから慶増・道慶・道西三代にわたつて知行してきたところである。ところが、忠基は糸永名内の行信や藤原氏女以下の名主が請作している重安の田畠や屋敷を一円の神領であると称して地頭である道西をさしおいて氏女らに召文を出すよう鎮西探題に働きかけたのは正しからざる企てである。重安名の田畠屋敷は糸永名の中にあつて数代の地頭が進止してきたことは下知状などの証文で明らかである。」との主張である。この道西の主張に対する鎮西探題の判断は、糸永名の中に重安名があるということ

通常あり得ないと極めて明快であり、道西もこれを承伏している。裁許は宇佐宮神官の勝訴となったが、この様な訴えの背景には、この時分既に宇佐宮の多くの庄園が曾禰崎氏などの武士によって押領されていたのである。曾禰崎氏が三代にわたって押領していた事実をこの史料は明らかにしている。このように曾禰崎氏は周辺の宇佐宮領を押領するなどの活動を続けているが、一方では嘉暦四年（一二三二）、道西は親子の義を以って田原貞広に糸永名三十町の内畠五町分を譲っている。（永弘文書二二七号）

後年大友庶家の雄となる田原氏との婚姻が行われていることがわかるが、以後田原氏の勢力台頭が曾禰崎氏を圧迫して行くことになる。

建武四年（一二三七）の六郷山本中末寺次第並四至等注文案（豊前永弘文書）によれば、糸永名の地頭曾禰崎十郎に馬城山が押領されていることを訴えている。この史料によって曾禰崎氏の押領状況をみると、

山本寺 馬城山伝乗寺——曾根崎十郎

山本末寺 良医山西山寺——曾根崎入道

となっていて、十郎、入道は曾禰崎通定法師道西のことである。

*南北朝期の道西

建武三年（一二三六）正月、京都での新田義貞らとの戦いで敗れた尊氏は二月末に九州に下向した。曾禰崎氏をはじめ鎌倉幕府恩顧の武士たちは、少弐氏に従って尊氏方についた。尊氏は三月二日多々良浜の合戦で官方菊池氏を敗り、一カ月後に入京

を果たし、日本史上奇跡の大逆転勝利といわれているが、その前哨戦である筑前 有智山城の防衛戦で道西は、少弐頼尚に属し悲惨な敗戦を喫している。二月二十八日のことである。大将の少弐貞経が討死、少弐氏は全滅に近い敗戦だったが、辛うじて生き残り籠城した道西は、勲功の恩賞を与えられている。

「肥後国白間野庄地頭職

拾四分表事

為勲功之賞所宛行也、早守先例可致沙汰之状、依仰執達如件、

建武三六月三十日

源

曾禰崎左衛門三郎入道殿

「（曾根崎文書）

多々良浜の合戦の後、天皇方軍勢の拠点となった玖珠城の攻防は、八ヶ月におよび十月十二日に落城したが、この戦にも道西は参戦したと思われる。

その年末に筑後豊嶋右衛門三郎跡を恩賞として与えられた。

「 沙彌某宛行状案並一色道猷書下案

筑後国豊嶋右衛門三郎跡地頭職事、為勲功賞所宛行也、早守

先例可致沙汰、仍執達如件、

建武三年十二月廿九日

沙彌

曾禰崎右衛門三郎入道殿

「（曾根崎文書）

また建武五年（一二三八）沙彌某宛行状案（曾根崎文書）によれば、田染別符内田地十五町地頭職が勲功の賞として道西に与えられている。

このように道西は田染荘での押領活動のほか、南北朝期の混乱に際し大友・少弐氏に従って尊氏方につき所領の拡大を実現している。

一方、暦応二年（一三三九）正月十七日沙弥道西去状（湯屋文書）によれば、田染庄重安名道西知行分に関し、「田原殿御口入」によって段歩も残さず去り渡したとある。田原氏の勢力が浸透してきている。

康永三年（一三四四）の田原貞廣文書請取状（曾根崎文書）には「故曾禰崎左衛門三郎入道々西」の文言があるので、道西は一三四四年には死亡していることがわかる。同年の糸永名惣帳の袖に貞広の判形があることは、南北朝に入り田原氏の糸永名への支配権が強化され、糸永名全体を支配する領主の地位に付いたことの証明である。

道西の子通秀（助三郎）は、正平六年（一三五二）の軍忠状（曾根崎文書）によつて、大友氏時に従つて凶徒退治のために豊後国府より諸所に先駆けしていることが確かめられ、その結果として

「大友氏時知行預ケ状

豊後國田染庄糸永本名事、可被預置也、乃執達如件、

観応三年六月廿五日

氏時

曾禰崎助三郎殿

「（曾根崎文書）

によつて所領が安堵されている。観応三年は一三五二年。

通秀の子・通康は尾崎入道とともに田原別符・田染庄光並・行

成名及び須賀牟田八段、及び糸永名の供米を押妨した。宮司永弘重輔は守護大友氏に訴えている。（永弘文書四四七号）

（八）豊後國田染荘への移住の時期

渡邊澄夫氏は移住の時期を弘安元年（一二七八）糸永名の地頭職を与えられた頃としているが、九州大学の服部英雄氏は暦応二年（一三三九）重安名を田原氏に去り渡し、糸永名のみを領有となつた頃としている。

中野幡能氏は曾禰崎通秀軍忠状に「肥前國會禰崎助三郎平通秀」とあることから、正平六年（一三五二）もまだその本領が肥前國基肆郡にあつたのであろうとしている。三者の見解には時間的にかかりの相違がある。曾禰崎氏の本貫である肥前曾禰崎庄は行武名だけでも七十町、曾禰崎荘合計ではかなりの規模となろう。恩給地の糸永名は三十町であるからして、すぐに田染荘に移住したとは考えにくい。代官をして知行せしめたのであろう。

このころの当主である曾禰崎慶増は、弘安の役や岩戸合戦にも肥前御家人として活躍している。筆者は孫の道西の頃、一三一〇年頃に移住してきたのではないかと推測している。道西は重安名を押領したり糸永名周辺の神官らとたびたび土地争いをしている。これらの動きは本拠を構えた上での活動と考えるのが相当であろう。

（十）その後の曾禰崎氏

系図によると通康のあとは、

但馬守——伊勢守——蔵人佐——繁通——上総介——助三郎——

河内入道と続く。鎌倉期に豊後国守護であった大友氏は、室町期には守護大名となりさらには戦国大名に上昇して行くが、このことは曾禰崎氏をはじめ所謂国人と称される武士にとって苦難の時代であった。

室町期の守護は、大犯三箇条を基本権限とした鎌倉期の守護に比べると、欠所地処分、半済執行、段銭收受など一国の土地支配に関する諸権限を獲得した。そしてその経済力を背景に国内の地頭やその他の武士、名主、有力者層を被官として自ら統制下へ置こうとして国内への影響力を強めて行った。そうなると鎌倉以来の地頭という地位は意義を失い、従来の地頭は国人へと変質して行き、室町中期までに地頭は名実ともに消滅した。田染荘系永名の地頭であった曾禰崎氏は、守護大名化した大友氏と主従関係を結びその支配下の被官となったのである。

但馬守は実名が不明であるが、大友持直に宇佐郡佐野村小犬丸を預けられている。伊勢守は永享七年（一四三五）七月、大友親綱より感状を賜っている。

上総介は文正元年（一四六六）、田染荘九十町の段銭四十五貫文の内、四貫百五十文を納め大友政親の感状を受けている。

永弘文書（八九四号）によれば

一 田染庄九十町段銭帳事

文正元年段銭田染庄九十町惣帳事

式貫式百文

寶陀寺

壹貫八百文

田原弥四郎

四貫百五十文

曾禰崎上総

壹貫六百文

舟生彈正忠

四貫式百五十文 御神領分

田染神五

（以下略）

已上四十五貫文

となっていて、曾禰崎上総は田染神五に次ぐ額を納めている。

さらに文明十九年（一四八七）十一月には、三十六貫四百文の内五貫五百文を納めているので、田染荘では最も有力な給人であることがわかる。

天文五年（一五三六）二月、助三郎は佐田口の戦、宇佐郡妙見岳の防戦で、大友義鑑の感状を受けている。このように史料に出てくる相手方はすべて大友氏惣領であり、大友氏の守護領国支配の変化と、戦国大名に上昇して行く過程を示しているように思われる。

「応永期に入ると、大友惣領家は田染庄を守護請とし、武家の給地化した。そして当荘支配のために政所を設置し、田原氏を任命した。大友氏の田染荘支配は、田原氏の實力に依拠したものであったが、室町期の田染荘は大友氏の守護領国下の荘園として、在地領主はその被官人として、給人として編成されるようになる。」と吉永暢夫氏は指摘している。

田原氏が大友本家に対し向脊を繰り返し、天正八年（一五八〇）の叛逆を最後に滅亡して行くのも、惣領家の直接支配が要因と思われる。

曾禰崎氏は田染荘内で最有力の被官として、大友氏との関係をより強固にしていくなのである。

(十一) 大友氏部下姓氏付案

志手文書(大分県史料十一)に「大友氏部下姓氏付案」がある。天正十一年小春廿三日の日付があるので、大友宗麟時代であることがわかる。

これによれば姓氏の区分けは、大友氏・大神氏・宇佐氏・清原氏・古庄一族・本庄一族・斎藤一族・紀氏・多々良氏・越智氏・三善氏・渡邊氏、橘氏、平氏、大蔵氏、三生氏、大江氏、小野氏の十八グループで、曾禰崎氏は紀氏のグループに位置付けられている。

紀氏には、岐部、櫛来、富来、永松、姫嶋、曾禰崎、何松、志手の八氏が挙げられている。紀氏は大和国平群郡紀里を本拠とした古代豪族であり、紀長谷雄や紀貫之、紀友則が著名人である。豊後の紀氏は紀祐安の男である実貞が頼朝の御家人となり、大友氏に従って国東郷富来の地頭となって富来氏と名乗ると富来氏系図は伝えている。本来が平氏の出自である曾禰崎氏が紀氏の一族とされているのは不思議であるが、婚姻を通じて同族となったのかも知れない。永松照政氏は、「(七氏については)大体において国東地方の紀氏に一致しているが、曾禰崎氏についてはまだよく判っていない。」と述べている。

(十二) 大友氏没落後の曾禰崎氏

渡邊澄夫氏は曾禰崎文書の解説の中で「ちなみに曾禰崎氏は、江戸初期隣村の都甲村に移り、のち更に現住地に遷って帰農したものである。」と書いているが、根拠となるべき史料の表示をされていないのは残念である。中野幡能氏は、大友吉統が曾禰崎河内入道に宛てた着到の忠節を謝した書状の花押が、文禄三年より慶長八年までのものであることからして、おそらく慶長五年の石垣原の戦の際のものであろうと推測されている。そして石垣原で敗れた河内入道は豊後大分郡庄内に入って帰農し、庄屋になってしまうのであると説く。大友氏に強い服属意識を持つ曾禰崎氏が、豊後復帰を賭けた吉統の誘いに応じたであろうことは十分ありうることである。

それにしてもなぜ曾禰崎氏は、長年本拠としてきた豊後高田市域ではなく、帰農先を庄内としたのであろうか。

次に掲げる櫻井成昭氏の指摘が参考になる。

「大友氏の改易とさらには豊臣秀吉による兵農分離の中で、大友家の家臣たちはさまざまな道をたどった。他国で仕えたり、浪人となったもの、あるいは香々地町の松成氏のように近世には庄屋となり農民身分になる者もあった。しかし豊後高田市域に於いては、近世の庄屋となっていた家はほとんどなく、こういった点では豊後高田市の中世と近世の間は断絶がみられるのである。」

庄内に帰農後の曾禰崎氏は、府内藩奥郷の影戸村、瀬口村、畑田村の三村で庄屋を務めた。安藤保氏によれば、府内藩の記録に

「影戸村大庄屋格曾根崎俊右衛門様橋爪村ニ引移、同組大庄屋役被

仰付候、影戸村ハ御子息庄市様ニ庄屋役被仰付候、而今俊右衛門様より心添致し候様、文政十己亥十二月廿五日被仰付候」とある。

文化八年（一八一）十二月、野畑村で勃発した「文化の大一揆」は私曲を事由に、橋爪組大庄屋・田北弥五左衛門を罷免して鎮静化した。以後奥郷の庄屋の交代が頻繁に行われた。これは文政十年（一八二七）に影戸村庄屋・曾根崎俊右衛門が田北氏の後の橋爪組大庄屋に登用された記事である。

また瀬口村庄屋曾根崎民右衛門は安政二年、衣服・調度品・冠婚葬祭の質素節儉、諸商売人の風儀立直しなど十九条にわたる「愚案」を藩に献策している。そして安政六年、愚案を中心として「改革取極メ」をした。

諸物品のぜいたくを禁じ、儀式を省略し、七島蒔や茅の生産増をめぐし、規約違反者へは「過料縄一束」を命じるというものであった。民右衛門は幕末期の民政安定に力を注いだのである。

（十三）曾根崎姓の分布

九州管内における曾根崎姓の分布状況を、平成二十五年版の電話帳で調べてみた。

由布市十九軒	大分市十九軒	別府市六軒	杵築市五軒
日出町二軒	津久見市一軒	宇佐市一軒	
（大分県小計五十三軒）			
福岡市十四軒	北九州市四軒	糟屋郡三軒	古賀市一軒
延岡市一軒	日置市一軒	出水市一軒	合計七十八軒

電話帳には登録を忌避する人もあり、必ずしも正確に実態を反映しているわけではないが、おおよその傾向はわかる。佐賀・長崎・熊本の三県には皆無である。この分布状況から

① 曾根崎氏の本来の故地である鳥栖市やその周辺の三養基郡、久留米市などには曾根崎姓はない

② 豊後に移住した田染荘の故地である豊後高田市内はゼロであり、宇佐市に一軒あるのみである。

③ 一族のまとまりとしては、由布市十九軒と杵築市の五軒と考えられる。杵築は五軒とも山香日指地区である。おそらく石垣原の戦いのあと、庄内と山香に帰農したのであろう。あるいは庄内に帰農したあと山香に移住したか。

④ 大分市や福岡市、別府市、北九州市には、庄内や山香からの移住者が定着したもの、他は転勤族であろうか。

上記①②から推測されることは、曾根崎氏は一族の団結が固く、移住に当たっては一族を挙げて行動を共にしたのではないかということである。

このことは二十世紀に入ったつい先年まで、庄内の畑田と影戸で交互に、祖先祭り（系図祭りともいう）が一族十六軒が集い続けられてきたという長い歴史にも表れている。

武士団にはしばしば一族間の対立抗争があり、惣領家が没落することその間抑圧された庶子家が、それに代わって台頭するということがあった。けれども筆者は、これまでみてきた曾根崎氏の史料からは、そうした一族間の抗争の匂いを感じることはない。

おわりに

曾禰崎氏は源頼朝が幕府を開いて間もなく、肥前曾禰崎荘の地頭に補任され歴史に登場、以後二度の國難である元寇の役、南北朝の抗争、足利幕府の成立、守護大友氏の戦国大名への上昇と没落など、中世史の重要な時期に活躍し歴史に名を残してきた。そしてその軌跡はまた栄光と挫折の記録であるが、今日に伝えられた貴重な「曾根崎文書」によって、確認することができる。

肥前と豊後の二国にまたがり、特に鎌倉幕府の成立過程がよくわかるこの「曾根崎文書」の史料価値は非常に高い。

関係年表

天慶三年	九四〇	平將門の乱平定	弘安九年	一二八六	石門合戦の功により慶増、豊前国佐野次郎丸を領知
寛仁三年	一〇一九	刀伊の賊(女真族)来寇	正応二年	一二八九	弘安の役勲功賞配分状案、慶増に神崎庄を配分さる
永暦元年	一一六〇	日向通良の乱平定	嘉暦四年	一三二九	糸永名五町を田原貞広に譲る(一道西鎌倉幕府滅亡)
文治元年	一一八五	平家滅亡	元弘三年	一三三三	足利尊氏多々良浜で勝利し上京、南北朝始まる
文治三年	一一八七	平通隆、肥前曾禰崎荘の地頭に補任	建武三年	一三三六	道西尊氏方につき、筑前有智山城で南朝方と戦う
文永十一年	一二七四	文永の役			勲功の賞として筑後国豊嶋右衛門跡地頭職を得る
弘安元年	一二七八	曾根崎慶増 勲功として田染郷糸永名地頭職に補任さる	暦応二年	一三三九	重安名を田原殿へ去り渡す(曾禰崎道西去状)
弘安四年	一二八一	弘安の役	観応三年	一三五二	糸永名本名を預ける(大友氏時知行預ケ状) 助三郎
弘安八年	一二八五	霜月騒動(石門合戦)	天正元年	一五七三	足利幕府滅亡
弘安八年	一二八五	豊後国凶田帳(糸永名参拾町肥後国御家人曾禰崎淡路法橋慶増)	文禄二年	一五九三	大友氏除国、豊後国は秀吉の蔵入地となる
	一二八五		慶長五年	一六〇〇	石垣原の戦い、関ヶ原の戦い

註

- 1、曾根崎氏系図については、中野幡能氏「地頭の系譜」に拠った
- 2、服部英雄氏「鳥栖市史」
- 3、海老沢衷氏「荘園公領制と中世村落」
- 4、中野幡能氏「六郷山の崩壊過程」
- 5、吉永暢夫氏「守護大名大友氏の権力構造―十五世紀前半の対国
人関係」
- 6、永松照政氏「国東地方の紀姓について」
- 7、櫻井成昭氏「豊後高田市史」
- 8、安藤保氏「府内藩の庄屋について」

付記

本稿の執筆に当たり舞鶴高校時代からの友人である曾根崎和人氏に多くのご教示を頂いた。記して謝意を表す。